

全数把握疾患の届出状況(石川県)

(人)

類型	感 染 症 名	平成11年 (※ア)	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年
新型インフルエンザ等感染症	112 新型インフルエンザ																								
	113 再興型インフルエンザ																								
	114 新型コロナウイルス感染症(※ナ)																								
	115 再興型コロナウイルス感染症(※ニ)																							1,071	6,978

※ア 平成11年の報告数は、平成11年4月からの報告数である。

※イ 平成14年の報告数は、平成14年11月1日からの報告数である。

※ウ 平成15年の報告数は、平成15年11月5日からの報告数である。

※エ 平成15年11月5日より、乳児ボツリヌス症はボツリヌス症に含まれた。

※オ 平成15年11月5日より、急性脳炎(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く)は定点把握対象疾患から全数把握対象疾患となった。

※カ E型肝炎およびA型肝炎の平成11年4月～平成15年11月4日までの数値は(急性)ウイルス性肝炎として報告されている。

※キ 平成19年の報告数は、平成19年4月1日からの報告数である。

※ク 平成20年1月1日より、風しんは定点把握対象疾患から全数把握対象疾患となった。

※ケ 平成20年1月1日より、麻しんは定点把握対象疾患の麻しん及び成人麻しんから全数把握対象疾患となった。

※コ 平成18年6月12日より、インフルエンザ(H5N1)は指定感染症となり、平成20年5月12日より、二類感染症の鳥インフルエンザ(H5N1)に変更された。

※サ 平成23年の報告数は、平成23年2月1日からの報告数である。

※シ 平成25年の報告数は、平成25年3月4日からの報告数である。

※ス 平成25年の報告数は、平成25年4月1日からの報告数である。

※セ 平成25年の報告数は、平成25年3月31日までの報告数である。

※ソ 平成25年の報告数は、平成25年5月6日からの報告数である。平成26年5月26日より、鳥インフルエンザ(H7N9)は指定感染症となり、平成27年1月21日より、二類感染症の鳥インフルエンザ(H7N9)に変更された。

※タ 平成26年7月26日より、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る)は指定感染症となり、平成27年1月21日より、二類感染症の中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る)に変更された。

※チ 平成26年の報告数は、平成26年9月19日からの報告数である。

※ツ 平成28年の報告数は、平成28年2月15日からの報告数である。

※テ 平成30年の報告数は、平成30年1月1日からの報告数である。

※ト 平成30年の報告数は、平成30年5月1日からの報告数である。

※ナ 令和2年2月1日より、「新型コロナウイルス感染症」が指定感染症となり、令和3年2月13日より、「新型インフルエンザ等感染症」に変更された。

※ニ 令和3年2月13日より、「新型インフルエンザ等感染症」に「再興型コロナウイルス感染症」が追加された。